

# JIS

## ベルトラッシング

JIS B 8850 : 2020

(JSIM/JSA)

令和 2 年 8 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	東京都立大学 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹雄	東京都市大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和迩 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.2.20 改正：令和 2.8.20

官 報 掲 載 日：令和 2.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-6821)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類・記号及び最大使用力	5
4.1 種類	5
4.2 種類の記号	6
4.3 最大使用力	7
5 性能	8
5.1 プルーフロード	8
5.2 破断荷重	8
5.3 ベルトの伸び率及びベルトの破断荷重	8
5.4 軽荷重保持	8
5.5 負荷解除機能	8
6 構造及び寸法	9
6.1 縫製部の構造	9
6.2 寸法	9
7 外観	9
8 材料	9
9 試験方法	9
9.1 試験場所の標準状態	9
9.2 プルーフロード試験	9
9.3 引張試験	11
9.4 ベルトの伸び率及びベルトの破断荷重試験	11
9.5 軽荷重保持試験	12
9.6 負荷解除機能試験	12
10 検査	12
10.1 検査の種類	12
10.2 形式検査	12
10.3 受渡検査	13
11 製品の呼び方	13
12 表示	13
13 取扱説明書	15
附属書 A (規定) 端末金具ワンピース付きベルトラッシング	16
附属書 B (規定) ベルトラッシングの使用上の注意	18

	ページ
附属書 C (規定) ベルトラッシングの点検基準 .....	19
解 説 .....	21

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業機械工業会（JSIM）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8850:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 3 年 8 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS B 8850:2015** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# ベルトラッシング

## Web lashings made from man-made fibers

### 序文

この規格は、ベルトラッシングの種類、性能、試験方法などを規定することによって、ベルトラッシングの製造業者及び販売業者による製品の標準化の促進及び品質基準遵守の徹底、並びに使用者による製品の選定及び使用上の安全性の向上を目的として2015年に制定された。その後の適用において判明した規格の改善点に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、道路を走行する車両及び鉄道車両による陸上輸送並びに船舶輸送において、荷を固定するために使用するベルトラッシングについて規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 0148** 巻上機—用語

**JIS B 7516** 金属製直尺

**JIS L 0105** 繊維製品の物理試験方法通則

**JIS L 0204-2** 繊維用語（原料部門）—第2部：化学繊維

**JIS Z 2320-1** 非破壊試験—磁粉探傷試験—第1部：一般通則

**JIS Z 2343-1** 非破壊試験—浸透探傷試験—第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類

**JIS Z 2343-5** 非破壊試験—浸透探傷試験—第5部：50℃を超える温度での浸透探傷試験

**JIS Z 2343-6** 非破壊試験—浸透探傷試験—第6部：10℃より低い温度での浸透探傷試験

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS B 0148**、**JIS L 0105** 及び **JIS L 0204-2** によるほか、次による。

#### 3.1

#### ベルトラッシング

合成繊維製のベルト、ベルトを締めるためのバックル及び／又は端末金具で構成される、荷を固定するための締め具（**図 1**～**図 3** 及び **図 A.1** 参照）。